

電子申請利用促進のための事業所向け取組

- #### Q4_1.管轄介護事業所に対する電子申請届出システム周知状況(MA)

Q4 2.電子申請届出システム利用促進の取組状況(MA)

2

介護事業所・施設への周知

自治体向け手引きには本システムの案内チラシ(案)が掲載されています。介護事業所・施設へのアナウンスする際にご活用ください。

<自治体手引きのひな型>

介護事業所の指定申請等の 「電子申請届出システム」が運用開始します！ 文書負担軽減のためのシステム導入・利用をご検討ください

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度中に運用開始する予定です。

- **介護事業所および指定権者双方の負担軽減につながります**



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます



指定権者

- ✓ 申請届出の内容・結果を事業所台帳管理システムにコピー＆ペーストする形で、簡単に反映できます
- ✓ また、事業所台帳管理システムへの入力内容の確認等の負担が軽減されます
- ✓ 管内介護事業所の文書負担軽減につながります

➡ 早期での電子申請届出システムの導入をご検討ください
※今後、厚生労働省令より本システムの使用が原則化されます。

- **本システムより受付可能な電子申請・届出の種類（予定）※1**

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請
届出※2

加算に関する
届出

他法制度に
基づく申請届出

様式・付表の
Web入力ができます！

添付書類と一緒に提出
することができます！

（特定）処遇改善加算等
の届出も可能です！

老人福祉法・障害者総合支援法等
に基づく申請届出も可能です！

<兵庫県神戸市様の事例>

介護事業所の皆さま

介護事業所の指定申請や加算届出は 「電子申請届出システム」でペーパーレス化！ ぜひご活用ください

介護サービスの指定や加算届出などの報酬請求に関する申請届出が、ペーパーレスでできるようになりました。厚生労働省が新しいシステムの運用を開始したことに伴うものです。

- **みなさまの負担を軽減！**
- **登記情報提供サービス（法務省）とキャッシュレス決済（神戸市）を併用すると、書類の郵送も持参も不要**

URLはこちら
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ✓ 複数の申請届出をこのシステム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出に利用できます
（申請届出の件数分だけ紙コピーを用意する必要がありません）
- ✓ 時間の効率化によりサービスの質の向上にもつながります

URLはこちら（デジタル庁）
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

準備すること

- ✓ システムの利用には、GビズID（プライムメンバー）が必要です
- ✓ GビズIDの取得は2週間ほどかかります

- **このシステムで受付できる申請・届出の種類※1**

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請
届出※2

加算に関する
届出

他法制度に
基づく申請届出

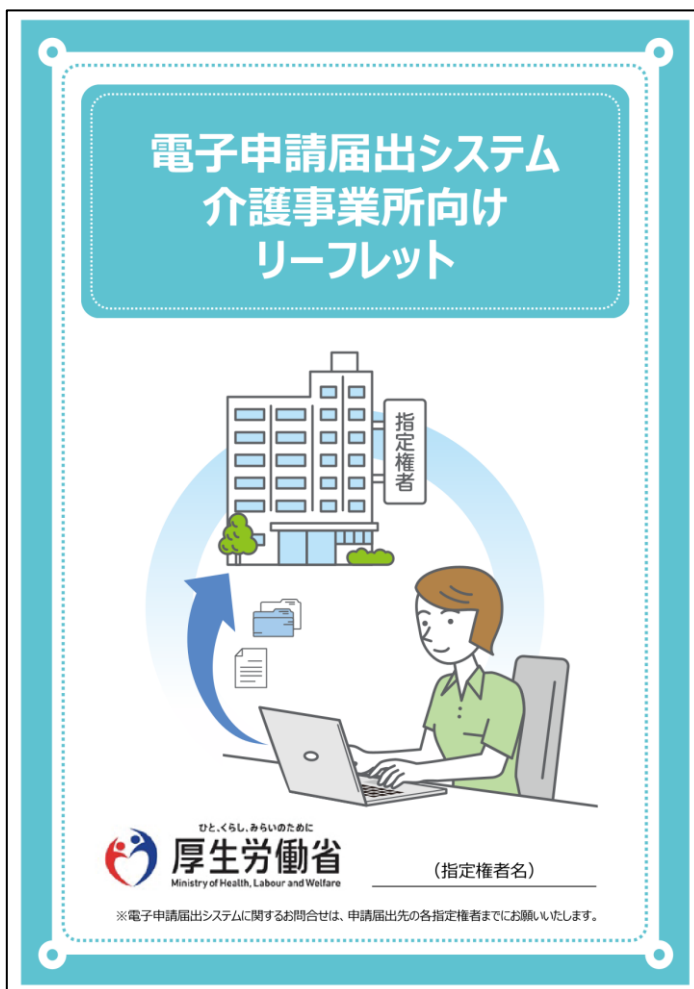
様式・付表の
Web入力ができます！

添付書類と一緒に提出
することができます！

障害者総合支援法に基づく
申請届出も可能です！

事業所向けリーフレット

令和7年11月、事業所向けリーフレットを含めた自治体向け利用準備資料が更新されました。電子申請届出システム デモ環境 アーカイブ情報一覧からダウンロードしてください。



**令和8年4月より
介護保険の電子申請が原則化されます！**

- 介護サービス事業者の文書負担を軽減させる観点から、厚生労働省は介護事業所の指定申請等をオンラインにより実施可能な「電子申請届出システム（以下、本システム）」を構築し、準備の済んだ地方公共団体より本システムを通じた受付を順次開始しています。
- 令和8年度以降はすべての地方公共団体において本システムを通じた申請届出の受付が原則となります。**（介護事業所のやむを得ない場合を除きます。）
- 本システムを利用することで、介護事業所のみさんの文書負担軽減につながります。ぜひご利用ください。

※令和7年度までに、全ての指定権利者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化

本システム利用時の画面イメージ

地方公共団体によって実際の画面とは異なる場合があります。
詳細は以下、ホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

1

事業所向けリーフレット1

電子申請届出システムを利用した申請届出には 様々なメリットがあります！（その１）



申請届出のための時間が短くなります！

- 必要な情報を入力・添付すれば、あとはインターネットですぐに申請届出ができます。
- 窓口への書類を持参したり、郵送する必要はありません。



時間を気にせず、いつでも申請できます！

- システムを利用すれば、いつでも都合の良い時に申請届出を提出できます。
- 特に、シフト勤務の場合、平日夜や土日にも提出することが可能です。



様式を探す必要なく、すぐに入力できます！

- システム上では申請届出の種類ごとに全国共通の様式で入力が可能です。
- そのため、複数の地方公共団体に申請届出を行う場合にもスムーズに手続きを進められます。

● 申請内容

申請者	サービス名					
	名称					
	主たる事業所の所在地	郵便番号	住所			
	連絡先	電話番号	FAX番号	E-MAIL		
	代表者の氏名					
代表者の氏名						
代表者の生年月日	入力例：19800101					
代表者の住所	郵便番号	住所				
同一所在地において行う事業等の種類	施設（貸付）等利用事業等（当該事業に ※入力）	☐	既に指定（貸付）等利用している事業等（過去 の登録情報をもとに当該事業に※入力）	☐	入力例：20210101	備考1
	訪問介護	☐	☐			備考2
	訪問入浴介護	☐	☐			備考3
	訪問看護	☐	☐			備考4
	訪問リハビリテーション	☐	☐			備考5
	居宅療養管理指導	☐	☐			備考6
	療養管理 サービス	☐	☐			備考7
訪問リハビリテーション	☐	☐				

2

電子申請届出システムを利用した申請届出には 様々なメリットがあります！（その２）



申請状況をシステム上で確認できます！

- システム上で申請届出を行うと、地方公共団体側の受付ステータス（申請（届出）済／受付中／受付済／差戻し／却下）をリアルタイムで確認できます。



今まで行った申請届出一覧が確認できます！

- 本システムでは、過去に行った申請・届出情報の一覧及び検索が可能です。これにより、申請届出の履歴を効率的に管理できます。

No.	申請番号	申請先	事業所名	申請者	申請種別	申請届出サービス	申請日	申請完了日	ステータス 申請開始 取り下げ	申請詳細
1	0000001	神奈川県知事	AAA事業所	介護 A太郎	新規	訪問介護 訪問入浴介護 短期入所療養介護	2021/06/28	-	申請済 取り下げ	申請詳細
2	0000002	大原市知事	BBB事業所	介護 B子	新規	訪問入浴介護 短期入所療養介護	2021/06/29	-	却下 取り下げ	申請詳細
3	0000003	宮城県仙台市長	CCC事業所	介護 C太郎	変更	訪問入浴介護 短期入所療養介護	2021/06/29	2021/06/30	受付済 取り下げ	申請詳細

従来の申請イメージ



電子申請イメージ



3

事業所向けリーフレット2

令和8年3月に更に改善！

電子申請届出システムでは簡単に申請内容を作成できます！（その１）



過去の申請届出データ等から内容を自動で入力してくれます

- 本システムでは過去の申請届出の情報や介護保険総合データベース（介護DB）情報等を利用して、様式や付表の一部内容を自動で入力することができます。
- 事業所名称、住所、連絡先といった項目を都度入力する必要がなくなります。




複数のサービスの申請届出を同時に行うことができます

- 複数サービスの申請届出を同時に行う際には、各サービスに共通する入力項目を付表間でコピーできます。これにより、サービスごとに同じ内容を入力する手間を省けます。



4

電子申請届出システムでは簡単に申請内容を作成できます！（その２）



法人情報の変更届出を一括で提出することができます

- 本システムでは、法人の情報に変更が生じた場合に傘下事業所の変更届出を一括で作成・提出することが可能です。
- 添付書類等についても届出先の地方公共団体をまとめて、一度のアップロードで完結するため、法人全体での事務作業の負担軽減につながります。



5

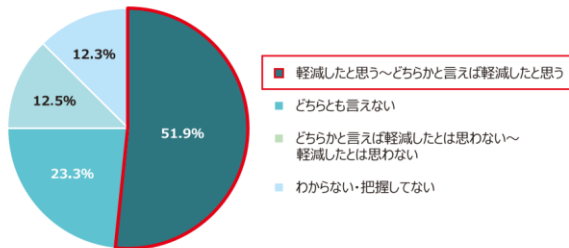
事業所向けリーフレット3

先に本システムを使われた事業所からも高評価です！

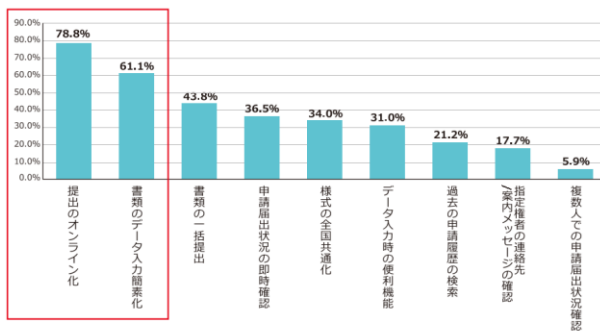


電子申請届出システムを利用して申請届出を提出したことのある
全国の介護事業所の半数以上が、
特に、提出のオンライン化や書類のデータ入力簡素化等で、
申請届出手続きの負担が軽減したと回答しています。

電子申請届出システム導入後の申請届出手続き負担軽減状況



電子申請届出システム利用により便利になった点



※調査時期：令和6年9～11月

※調査対象：電子申請届出システムを利用して申請届出を提出したことのある全国の介護事業所
644カ所、回答数391カ所（有効回答率60.71%）

6

システムの利用を開始したい介護事業所では・・・



まず、gBiz IDを取得しましょう！

- 本システムの利用のためには、**gBiz IDプライムの申請が必要です。**
お早めにご取得ください。
(gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。)
- 詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ**
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。



デモ環境や操作動画・マニュアルを確認しましょう！

お試しで操作したい場合は

デモ環境をご利用ください

申請届出URL：【<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>】

ログインID：以下いずれかのIDをご利用ください。

「demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

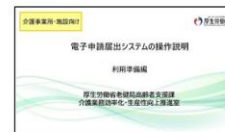
「demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

パスワード：「password」（上記ID全々と共通のパスワードです。）



全体の操作の流れを確認したい場合は

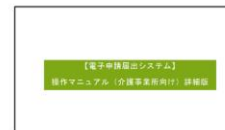
操作説明動画をご覧ください



【厚生労働省 公式Youtubeアカウント】
https://youtube.com/playlist?list=PLMG33RK15nWapWG4SSXpn8jZsCI_5MM5Rsi=O5soFzww0cUDLTgD

具体的な操作を確認したい場合は

操作マニュアルをご覧ください



【電子申請届出システム ヘルプ】
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true

7

管内事業所向け問い合わせ対応のお願い

本システムに関する管内事業所からのお問い合わせについては指定権者様にてご対応ください。

もし、指定権者様側で回答や解決が難しいお問い合わせがある場合は、指定権者様よりヘルプデスクまでお問い合わせください。

電子申請・届出システム

[▶ お問い合わせ先](#) [▶ ヘルプ](#) [▶ ご利用条件](#) [▶ 専用窓口](#)

GビズIDでログインする

 GビズIDでログインする

 GビズIDを作成する

システムに関するお問い合わせは申請・届出先の指定権者へご確認ください。



- システムの操作方法や申請内容に関するお問い合わせは、申請・届出先の指定権者へご連絡ください。
- 令和8年度から全国的に指定権者による本システムの受付が行われます。当面は、運用に慣れていない指定権者もあると考えられますので、事前に申請・届出先の指定権者に「電子申請・届出システム」で提出する旨の確認を行うことをお勧めします。

介護事業所画面の確認方法

地方公共団体より介護事業所画面(申請届出サブシステム)を確認する方法は、①デモ環境による確認、②GビズIDによる確認の2種類があります。

デモ環境は共通IDにより事業所側の操作の一連の流れが確認できますが、地方公共団体別のマスタ内容が登録された画面の確認のためにはGビズIDによるログインが必要です。

The screenshot shows the login interface for the 'Demo Electronic Application Submission System'. At the top, the title 'デモ電子申請届出システム' is displayed in green. To the right are links for 'お問い合わせ先', 'ヘルプ', and 'ご利用条件'. The main content area has a light blue background and contains several sections of text. A red-bordered box highlights a set of instructions: 'このサイトは電子申請届出システムのデモ用の環境となります。' followed by four bullet points regarding shared demo accounts, data deletion, email delivery, and the availability of help. Below this, another set of bullet points explains how to log in using either a demo account or a G-Biz ID. A link 'ログインアカウントについて' is provided. The login form itself consists of two input fields labeled 'ID' and 'パスワード', a green 'ログイン' button, and a prompt to enter credentials and click the button. The footer contains a copyright notice for the Ministry of Health, Labour and Welfare.

デモ電子申請届出システム

[お問い合わせ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#)

このサイトは電子申請届出システムのデモ用の環境となります。

- デモ用のログインアカウントは共有のものであり、複数のユーザが利用可能です。
個人情報を含んだ入力を行わないようご注意ください。
- 登録した申請届出データは毎日24時に削除いたしますのでご注意ください。
- 申請時及び、受付時にメール送付はございません。
- デモ環境の仕様につきましてのお問い合わせは受け付けておりません。
操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアルをご参照ください。

- 事業者様は「ログインアカウントについて」リンクをクリックすることで表示されるアカウントの中から任意のアカウントを選択してログインをお試しください。
- 自治体様はヘルプデスクより送付されたアカウントを使用してログインが可能です。

[ログインアカウントについて](#)

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID	
パスワード	

[ログイン](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

よくあるQ&A公開の件

令和8年3月に本システムについて介護事業所からよく寄せられるQ&Aの資料が公開されました。
本システムの介護事業所用画面の「ヘルプ」よりご参照ください。

目次

1	利用環境に関するもの	3	4	添付書類に関するもの	9
Q1.1	G ビズ ID でログインできません（エラーコード：E03004、E07001）	3	Q4.1	zip ファイルをアップロードすることはできますか	9
Q1.2	ログイン後、ワンタイムパスワードの入力画面となり、G ビズ ID マイページが表示される	3	Q4.2	添付書類ファイルのアップロードが失敗します	10
Q1.3	ボタンを押しても反応がありません	4	Q4.3	添付書類を追加提出したい	11
Q1.4	システムから送付されるメールが届きません	4	5	加算に関する届出に関するもの	12
2	操作マニュアルに関するもの	5	Q5.1	加算に関する届出の様式入力画面が表示されません	12
Q2.1	操作マニュアルはありますか	5	6	G ビズ ID に関するもの	13
3	基本操作・システムの基本仕様に関するもの	6	Q6.1	G ビズ ID のプライムとメンバーの違いはありますか	13
Q3.1	誤った内容で申請や届出を送信してしまいましたが修正できますか	6	Q6.2	G ビズ ID エントリーでの利用は可能ですか	13
Q3.2	他の指定権者宛での申請を誤って提出してしまった場合	6	Q6.3	法人の代表者交代、統廃合等の際の必要な手続きについて知りたい	13
Q3.3	不要な届出を削除できますか	6	7	お問い合わせ窓口に関するもの	14
Q3.4	申請先選択画面で、プルダウンの選択肢に提出を行いたい自治体が表示されません	6	Q7.1	電子申請・届出システムの操作方法について質問したい	14
Q3.5	申請先選択画面で居宅介護支援が現れない	7	Q7.2	「差戻し」の連絡メールに質問内容を記載して送信しましたが回答がありません	14
Q3.6	「差戻し」された申請・届出の「再申請」ボタンが非活性となって押せません	7	Q7.3	様式の入力項目や制度について質問したい	14
Q3.7	入力した様式や付表の内容をファイルとしてダウンロードできますか	7			
Q3.8	「印刷」ボタンからダウンロードしたファイルが文字化けしています	8			
Q3.9	「緩和した基準による訪問型サービス（定率）」でサービス提供責任者の変更ができない	8			

特によくある問い合わせ:ID関連

本システムを使う前提となるGビズIDの発行について特に多くの問い合わせがありました。

本システムをよくあるQ&AやGビズIDのホームページもご参照ください。

6 Gビズ ID に関するもの

Q6.1 Gビズ ID のプライムとメンバーに違いはありますか

A6.1 プライム ID とメンバー ID で、電子申請・届出システムでできる操作に相違はございません。
また、電子申請・届出システムでは、同じ法人番号を使用した G ビズ ID 間での相互参照はできませんが、相互編集はできない仕様となります。
そのため、同じ法人番号で複数の G ビズ ID を作成して運用している場合、届出を作成した ID 以外の ID では、
一時保存した申請の編集や差し戻された申請の再申請はできません。

Q6.2 Gビズ ID エントリーでの利用は可能ですか

A6.2 本システムは G ビズ ID エントリーはご利用いただけない仕様となっております。
詳細につきましては、システムの各画面右上「ヘルプ」より表示される画面に、G ビズ ID の運用についてまとめた資料を提供しておりますので、そちらの資料の内容を確認ください。

Q6.3 法人の代表者交代、統廃合等の際の必要な手続きについて知りたい

A6.3 統廃合等の際の必要な手続きにつきましては、システムの各画面右上「ヘルプ」より表示される画面に、G ビズ ID の運用についてまとめた資料を提供しておりますので、そちらの資料の内容を確認ください。